（その1）

収支報告書（平成28年分）

（ふりがな）
1 政治団体の名称

赤羽かずよしを励ます会

2 主たる事務所の所在地

神戸市兵庫区下沢通7-2-28 ワコウ下沢2A

3 代表者の氏名

赤羽一嘉

4 会計責任者の氏名

岩野武彦

政治団体の区分	
□ 政党	□ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体（平成 年 月 日開催分）
□ 政党の支部	☑ その他の政治団体
□ 政治資金団体	□ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
□ 2以上の都道府県の区域等	☑ 兵庫県内

資金管理団体の指定の有無	
□ 有	（下の欄にも記入）
☑ 無	（下の欄は空欄）
公職の種類（現職・候補者の別）	（現・候）
資金管理団体の届出をした者の氏名	

国会議員関係政治団体の区分	
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
□ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	赤羽一嘉
公職の種類（現職・候補者の別）	衆議院議員（現）・候

（受付印）
兵庫県選挙管理委員会
29.3.28
第 号

事務担当者の氏名
（収支報告書の内容についての問い合わせ先）
井上芳弘
（電話）
078-575-5139

資金管理団体の指定の期間（1月1日～12月31日の場合は記入不要）	
（年の途中で指定又は取消した場合のみ記入）	
平成 年 月 日から	
平成 年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間（1月1日～12月31日の場合は記入不要）	
（年の途中で該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入）	
平成 年 月 日から	
平成 年 月 日まで	

整理番号	
全国	県内
	18

（注）報告書作成にあたっては「収支報告書記載例」を参照してください。

収　支　の　状　況

(その2)

1　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収　入　総　額			1	2
（前年からの繰越額）			1	2
（本年の収入額）				0
支　出　総　額				0
翌年への繰越額			1	2

（注）「（前年からの繰越額）」は前年の報告書を確認のうえ記載してください。

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金　額				0
員　数				0 人

（注）「員数」は党費又は会費を納入した実人数を記載してください。

(2) 寄　附

ア　寄附(イを除く。)の区分	金額 十億	百万	千	円	備考
(ア)　個人からの寄附				0	(その7) に内訳を記載
（うち特定寄附）				0	
(イ)　法人その他の団体からの寄附				0	(その7) に内訳を記載
(ウ)　政治団体からの寄附				0	(その7) に内訳を記載
小計 (ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)				0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)				0	(その8) に内訳を記載
イ　政党匿名寄附				0	(その9) に内訳を記載
合計　（ア ＋ イ）				0	

（注）・アの区分(イ)について、企業・労働組合等の団体が政党及び政治資金団体以外の者に対して、政治活動に関する寄附をすることは、禁止されています。
・「（うち特定寄附）」を記載する場合は、「個人からの寄附」の内書を記載してください。
・「（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）」を記載する場合は、「小計」の内書を記載してください。

（その13）

3　支出項目別金額の内訳

(1)　支出の総括表

項目		金額	備考
		十億　百万　千　円	
1 経常経費	(1) 人件費	0	（うち本部・支部間の交付金　）
	(2) 光熱水費	0	（うち本部・支部間の交付金　）
	(3) 備品・消耗品費	0	（うち本部・支部間の交付金　）
	(4) 事務所費	0	（うち本部・支部間の交付金　）
	小計 (A)	0	（うち本部・支部間の交付金　）
2 政治活動費	(1) 組織活動費	0	（うち本部・支部間の交付金　）
	(2) 選挙関係費	0	（うち本部・支部間の交付金　）
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費（ア＋イ＋ウ＋エ）	0	（うち本部・支部間の交付金　）
	ア 機関紙誌の発行事業費	0	（うち本部・支部間の交付金　）
	イ 宣伝事業費	0	（うち本部・支部間の交付金　）
	ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	（うち本部・支部間の交付金　）
	エ その他の事業費	0	（うち本部・支部間の交付金　）
	(4) 調査研究費	0	（うち本部・支部間の交付金　）
	(5) 寄附・交付金	0	（うち本部・支部間の交付金　）
	(6) その他の経費	0	（うち本部・支部間の交付金　）
	小計 (B)	0	（うち本部・支部間の交付金　）
合計 (A)＋(B)		0	（うち本部・支部間の交付金　）

（注）・経常経費（人件費を除く。）について、1件当りの金額が資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。）に行った支出にあっては5万円以上のものを、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超えるものについて、その明細を次頁の様式（その14）に記載するとともに、領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限る。）を添付してください。

・政治活動について、1件当りの金額が国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超えるものを、それ以外の期間にあっては5万円以上のものについて、その明細を様式（その15）に記載するとともに、領収書等の写し（当該領収書等を複写機により複写したものに限る。）を添付してください。

・当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出がある場合は、その金額を備考欄に（　　）内書きしてください。また、この額の内訳を様式（その16）に記載してください。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無

資産等の項目別区分		有	無	備考
ア	土地	□	☑	
イ	建物	□	☑	
ウ	建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ	取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ	預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ	金銭信託	□	☑	
キ	有価証券	□	☑	
ク	出資による権利	□	☑	
ケ	貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ	支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ	取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ	借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

（注）該当する「□」内に「✓」を記入してください。また、「有」の場合、項目ごとに内訳を（その18）に記載してください。

（その20）

宣　　誓　　書

添付書類　（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成 29 年 2 月 8 日

政治団体の名称　赤羽かずよしを励ます会

会計責任者の氏名　岩野武彦　印

（自署の場合は押印は不要です。）

（代表者の氏名欄は、解散年の収支報告書にのみ記入してください。）

代表者の氏名　　印

（自署の場合は押印は不要です。）

（注）・会計責任者や代表者の「氏名」欄には、記名・押印又は署名をしてください。また、署名の場合は必ず本人が自署してください。
・解散時に複数年の収支報告書を同時に提出する場合、代表者の氏名は解散年の収支報告書にのみ記入してください。

政治資金監査報告書

平成２９年２月７日

赤羽かずよしを励ます会

代表　赤羽　一嘉　殿

登録政治資金監査人　斉藤　誠

登　録　番　号　第１４４９号

研修修了年月日　平成２１年５月１５日

１　監査の概要

（１）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、赤羽かずよしを励ます会の平成２８年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、赤羽かずよしを励ます会の主たる事務所において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、赤羽かずよしを励ます会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

（2）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（3）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

（4）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3　業務制限

赤羽かずよしを励ます会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、赤羽かずよしを励ます会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上